

久留米工業大学学術情報センター図書館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学学術情報センター規程第3条第2項に基づき、久留米工業大学学術情報センター図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる図書館資料（以下「資料」という。）の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 記録及び古文書
- (4) 視聴覚資料
- (5) 電子化資料
- (6) その他の資料

2 第1項第5号に定めた電子化資料とは、次の各号のものを言う。

- (1) オンライン・データベース等のネットワーク型電子化資料
- (2) 学習教材等のネットワーク型電子化資料
- (3) DVD等のパッケージ型電子化資料

(業務)

第3条 図書館は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び提供
- (2) 研究報告等の研究成果の情報発信、機関リポジトリの作成及び発信
- (3) 資料等の学外との相互利用
- (4) 図書館内の施設、設備等の管理
- (5) 学習支援、教育支援
- (6) その他必要な業務

(館長)

第4条 図書館に館長を置く。

2 館長は、学術情報センター長をもって充てる。

3 館長は、図書館に関する事項を掌理する。

(管理・運用)

第5条 資料の管理及び運用に関することは別に定める。

(寄贈又は寄託)

第6条 図書館は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項の寄託資料は、寄託者が特に条件を付したもののほかは所蔵資料に準じて取扱うものとする。

(事務)

第7条 図書館の事務は、図書館事務室を置いて処理する。

(図書館の利用)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用等に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営及び業務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。